

別添資料4

平成 00 年 00 月 00 日

御 見 積 書

お見積N o 00000000

00000000

御 中

0000 株式会社

下記の通りお見積いたしました。
何卒ご用命のほど、お願い申し上げます。

〒 000-0000
000000 00-00

法定福利費は施工作業員の社会保険料の事業主負担分です。
本見積金額には消費税等は含まれておりませんので、
ご契約に際しては消費税額等を別途計上して下さい。

TEL 00-0000-0000 印
FAX 00-0000-0000

お見積金額 000, 000, 000 円

法定福利費 0, 000, 000 円

(お見積金額には法定福利費を含んでおりません)

工 事 名 00000000000000

工 事 場 所 000 000

お見積有効期間 1 ケ 月

支 払 条 件 別紙見積条件による

納 期 平成00年00月

受 渡 場 所 貴 現 場

照	査	営	積
		業	算

名 称	数 量	金 額 (円)
総 括 表		
アルミ製建具	一式	00, 000, 000
アルミカーテンウォール	一式	00, 000, 000
鋼製建具	一式	00, 000, 000
ステンレス製建具	一式	00, 000, 000
合 計		000, 000, 000
法定福利費合計	一式	0, 000, 000

法定福利費を明示するにあたっての考え方

＜法定福利費内訳明示の基本的考え方＞

- 社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要だが、現在はトン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況。
- このため、法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることから、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要がある。

平成25年5月16日 国土交通省 標準見積書の活用等に向けた説明会資料 より

1、法定福利費とは

- (1) 法定福利費とは企業(事業主)が負担する法律で定められている福利厚生に関する保険料です。

	分類	科目	事業主負担分	備考
(広義の) 社会保険料	(狭義の) 社会保険料	健康保険料	半額事業主負担	
		介護保険料		
		厚生年金保険料 (児童手当拠出金)	全額事業主負担	
	労働保険料	労災保険料	元請一括加入	
		雇用保険料		

- (2) 今回、見積書に明示するのは、事業主が負担する社会保険料(法定福利費)です。
 施工作業員が負担する社会保険料は、労務費(賃金)に含まれています。

- (3) 労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。

保険料率は諸条件(地域・各年等)により異なります。

なお、実際に見積書に明示する法定福利費を計算する際に用いる保険料率は 2、見積書に明示する法定福利費の算出方法(3)によります。

(単位%)

	事業主負担比率 (法定福利費率)	個人負担比率	事業主 + 個人負担比率
雇用保険料	1.05	0.6	1.65
健保保険料	4.985	4.985	9.97
介護保険料	0.775	0.775	1.55
厚生年金	8.56	8.56	17.12
児童手当拠出金	0.15	0	0.15
計	15.52	14.92	30.44

(モデル:東京)

(出典資料)

厚生年金・児童手当拠出金

雇用保険料

健康保険

日本年金機構 保険料額表(平成25年9月分)

厚生労働省 平成24年度雇用保険料率表

全国健康保険協会 協会けんぽの特定保険料率

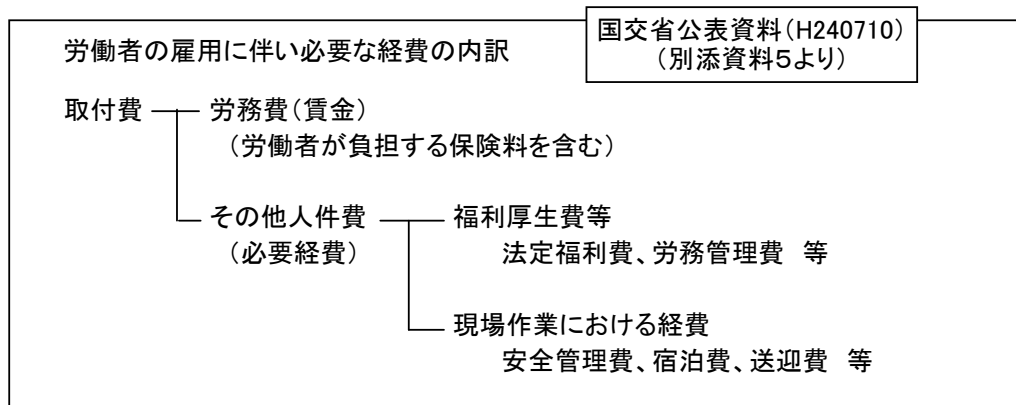
及び基本保険料率(保険料率の内訳表示)について

2、見積書に明示する法定福利費の算出方法

法定福利費(見積明示金額)＝取付費×労務費率×法定福利費率

* 法定福利費は実勢価格で明示します

- (1) 物件の取付費を算出します。
- (2) 取付費の中の労務費率を算出します。
取付費には労務費(賃金)と其他人件費(必要経費)が含まれているので、取付費に占める労務費の割合(労務費率)を算出します。
労務費率は各社が実態に応じて設定してください。
以下は労務費率の考え方の参考です。
労務費率＝ 労務費 ÷ (労務費＋其他人件費) となります。



- (3) 法定福利費率は毎年度一定の時期に国土交通省より提供される料率を適用します。
今年度は『介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率』
に示されたとおり、15.15%を適用します。
今後、適用料率の改定は協会HPにて案内いたします。

社会保険未加入対策推進協議会WG資料より					
介護保険の対象者割合(協会けんぽ)を考慮した平成25年度の各保険の保険料率					
※協会けんぽ東京支部 加入の場合					
事業主負担					
①雇用保険	健康保険			③厚生年金保険	計 (①+②+③)
	健康保険料率	介護保険料率	②健康保険 計		
1.05%	4.985%	0.405%	5.390%	8.71%	15.15%

【各保険料率の根拠】

①雇用保険：建設の事業に係る保険料率

②健康保険

健康保険料率：9.97%(協会けんぽ東京支部を事業主・被保険者で折半、)

介護保険料率：1.55%(協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者)を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%(協会けんぽ 平成23年度事業年報)を乗じた比率、

※介護保険料率の算式＝1.55%/2×52.3%＝0.405%(小数点第3位未満四捨五入)

③厚生年金保険：17.12%を事業主・被保険者で折半、児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担、

3、見積書への明示について

(1) 見積書表紙に法定福利費を明示します。

1) 見積条件を追記します。

「法定福利費は施工作業員の社会保険料の事業主負担分です。」

2) 見積合計金額と法定福利費合計金額を併記します。

(明示位置は標準書式を参照)

なお、法定福利費は見積合計金額に含みません。

3) 見積項目に法定福利費を追記します。

金属製建具工事
アルミ製建具工事
カーテンウォール工事
鋼製建具工事
⋮

①
②
③

※ 工事項目の合計金額には法定福利費を含みません。

見積合計金額

法定福利費合計金額

④+⑤+⑥

※ 各工事項目の法定福利費合計金額を見積書表紙に明示します。

(2) 見積内訳書の工事項目ごとに法定福利費を明示します。

アルミ製建具工事
製品代計
運搬費
取付費
諸経費
合 計 ①
法定福利費 ④

カーテンウォール工事
製品代計
運搬費
取付費
諸経費
合 計 ②
法定福利費 ⑤

鋼製建具工事
製品代計
運搬費
取付費
諸経費
合 計 ③
法定福利費 ⑥